入札説明書

市道橋補修工事（国分橋）

令和８年９月３０日

大津市総務部契約検査課

１　競争入札に付する事項

⑴　工事名　　市道橋補修工事（国分橋）

⑵　工事場所　　大津市光が丘町ほか

⑶　工事概要　　舗装工　一式
橋梁付属物工　一式
橋梁補修工　一式
構造物撤去工　一式
仮設工　一式

⑷　施工橋梁　　１橋

⑸　工期　　本契約締結日の翌開庁日から令和９年３月３１日まで

⑹　予定価格　　落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

⑺　最低制限価格　落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

⑻　支払条件　　前金払　中間前金払　完成時払

⑼　設計図書　　大津市役所総務部契約検査課で閲覧に供するとともに、大津市入札情報公開システムに掲載する。

２　競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日（以下「公告日」という。）から開札の日までにおいて、令和８年度大津市建設工事入札参加者名簿に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

⑴	入札参加申請における希望業種	「橋梁上部工事」であること。
⑵	許可建設工事	建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定に基づく土木工事業又はとび・土工・コンクリート工事業及び鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。
⑶	配置予定技術者	本工事に配置する現場代理人及び建設業法に規定する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）と直接的かつ恒常的な（公告日現在において３か月以上）雇用関係にある者であること。 なお、本工事の現場代理人と監理技術者等は兼務できるものとする。
⑷	施工実績	過去１０年間（平成２８年４月１日から令和８年３月３１日までの間）に、橋梁補修工事を元請けとして完成させた実績を有する者であること。
⑸	その他	ア　施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。 イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けてい

		る者を除く。）でないこと。 ウ　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。 エ　大津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。 オ　建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業停止処分を受け、営業停止期間中にある者でないこと。 カ　本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、(ｲ) ａにあっては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。 (ｱ)　資本関係 ａ　親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 ｂ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 ｃ　ａ又はｂと同視しうる関係にあると認められる場合 (ｲ)　人的関係 ａ　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (a)　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 ⅰ　会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ⅱ　会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ⅲ　会社法第２条第１５号に規定する社外取締役 ⅳ　会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 (b)　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 (c)　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） (d)　組合の理事 (e)　その他業務を執行する者であって、(a)から(d)までに掲げる者

		に準ずるもの b　一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合 c　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 d　ａからｃまでと同視しうる関係にあると認められる場合 キ　次の㈠から㈮までのいずれの場合にも該当しないこと。 ㈠　役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。 ㈡　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。 ㈢　役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 ㈣　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。 ㈤　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 ㈥　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が㈠から㈤までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

３　入札参加資格の審査の申請方法

⑴　入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第５号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（様式１）

イ　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（公告日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）

ウ　施工実績書（様式２）

エ　施工実績が確認できる書類（契約書及び仕様書の写し、施工証明書、工事完了カルテなど）

オ　配置予定技術者経歴書（様式３－１）

カ　配置予定技術者の免許等の写し（実務経験による場合は実務経験経歴書（様式３－２））

キ　配置予定技術者の雇用関係が確認できる書類の写し（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、給与台帳の写し等）

提出にあたっては上記の順番で編集すること。なお、各証明書については、発行日が３か月以内のものとし、写しも可とする。

⑵　前号の様式は大津市入札情報公開システムの当該入札公告に添付しているので、ダウンロードし、取得すること。なお、令和８年度大津市建設工事入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合、提出書類の申請者は受任者でもって記名すること。ただし、施工実績書の記載する内容は本店又は支店契約のものも有効とする。

⑶　様式のサイズは、Ａ４判とし、１部を提出するものとする。

⑷　入札参加資格確認申請書及び誓約書の提出方法

ア　電子入札システムにより入札に参加しようとする場合

電子入札システムにて第３項第１号に掲げる必要書類を提出すること。

添付ファイルの容量が大きく電子入札システムにて送信できない場合は、一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（様式１）を提出した上で、様式１を含む必要書類を大津市役所総務部契約検査課（大津市御陵町３番１号）に持参又は郵送により提出すること。電子入札システムによる様式１の提出を行わずに書類を持参又は郵送した場合は受け付けない。ただし、郵送の場合は次号の受付期間内に必着とするので注意すること。

イ　紙入札により入札に参加しようとする場合

必要書類全てに紙入札参加届出書を添えて大津市役所総務部契約検査課（大津市御陵町３番１号）に持参又は郵送により提出すること。紙入札参加届出書を提出した後は、電子入札システムでの入札参加はできない。ただし、郵送の場合は次号の受付期間内に必着とするので注意すること。

⑸　受付期間

令和８年９月３０日（水）午前９時から同年１０月９日（金）午後５時まで

４　参加資格審査資料の内容に関する留意事項

⑴　施工実績書（様式２）

ア　第２項競争入札に参加する者に必要な資格の「⑷施工実績」に規定している工事の実績を記載する。

イ　記載する施工実績は、新しいものから順に３件以内で記載すること。

ウ　記載した施工実績について下記の事項が確認できる資料を添付すること。

㈠　工事名、工期、発注機関及び受注者が確認できるもの

㈡　過去１０年間（平成２８年４月１日から令和８年３月３１日までの間）に、橋梁補修工事を元請けとして完成させた実績を有していること。

（例）工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の竣工時工事カルテ

施工証明書、工事契約書の写し及び設計図書の写し

⑵　配置予定技術者経歴書（様式３－１）

ア　当該工事に配置できる監理技術者等は雇用者との直接的かつ恒常的な（公告日現在において

３か月以上）雇用関係があること。（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、給与台帳の写し等）

イ　当該工事に配置できる監理技術者等について、一般競争入札参加資格確認申請書の提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者１名に様式１枚とする。

ウ　当該工事において、建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例２号監理技術者」という。）の配置を行う場合は特記仕様書の要件をすべて満たさなければならない。なお、専任特例２号監理技術者が兼務できる工事は、当該工事を含め同時に２件まで、かつ大津市内工事でなければならない。但し、専任特例２号監理技術者が兼務する工事が通年維持工事等（２４時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）である場合は、配置を認めない。

エ　落札者は、配置予定技術者経歴書（様式３－１）に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。なお、病休、死亡、退職等の特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することは認めない。

⑶　実務経験経歴書（様式３－２）

前号の配置予定技術者の資格要件が、建設業法第７条第２号イ及びロに該当する場合は提出すること。

５　入札参加資格の審査及び通知

⑴　入札参加資格は提出された書類により審査し、令和８年１０月１５日（木）以降に競争参加資格確認通知書にその理由を付し、通知する。紙入札での参加を届け出た者にあっては、入札参加資格が無いとされた場合のみ通知する。

⑵　審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札までに第２項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合、入札者の資格を失うものとする。

６　契約条項を示す場所及び期間

契約書及び設計図書については大津市役所総務部契約検査課において令和８年９月３０日（水）から同年１０月２６日（月）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第６７号）第１条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで閲覧することができる。

７　競争入札の条件等

⑴　入札書受付期間

令和８年１０月２２日（木）午前９時から同月２６日（月）午後５時まで

⑵　内訳書開封予定日時　令和８年１０月２７日（火）午前９時２０分

⑶　開札予定日時　令和８年１０月２７日（火）午前９時２０分

⑷　入札の方法

ア　電子入札システムにより入札する場合

電子入札システムにて見積内訳書を添えて入札すること。

イ　紙入札の場合

入札書及び見積内訳書を大津市役所総務部契約検査課（大津市御陵町３番１号）に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は第１号の受付期間内に必着とするので注意すること。

⑸　入札保証金

大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号。以下「契約規則」という。）第５条による。

⑹　予定価格　　落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

⑺　最低制限価格　　落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

⑻　契約保証金　契約規則第２４条、第２４条の２及び第２５条による。

⑼　入札回数　３回までとする。

⑽　支払条件　前金払、中間前金払、完成時払

⑾　落札者の決定方法

落札者は、予定価格以下最低制限価格以上で、最低価格の者とする。

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合はくじにより決定する。

なお、落札者と決定された日から７日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第２項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

⑿　入札に関する注意事項

ア　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札すること。

イ　入札時には必ず見積内訳書を提出すること。見積内訳書の税抜き合計額と入札書記載金額は一致させること。見積内訳書は一式計上ではなく、金抜き設計書に準じて作成すること。その他「入札にかかる見積内訳書の取り扱いについて」により作成する。

ウ　紙入札参加届出書を提出した者の入札書および見積内訳書の提出は、持参又は郵送により行うこと。この場合において、入札書等は「紙入札における入札書提出用封書記載方法」により、封筒に入札書および見積内訳書を封かんし、提出すること。入札書に記載する日は、開札予定日の日付を記入すること。開札予定日以外の日付を記載した場合、入札は無効とする。ただし、郵送の場合は第１号の受付期間内に必着とするので注意すること。

エ　入札説明会

実施しない。

オ　質問について

疑義等がある場合には令和８年１０月１９日（月）午後５時までに質問書（様式は大津市入札情報公開システム掲載のものを使用）を大津市総務部契約検査課へ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信にあたっては確認のた

め、送信した旨、大津市総務部契約検査課へ電話連絡すること。質問項目がない場合は提出不要

送信先アドレス　otsu1219@city.otsu.lg.jp

電話番号　　０７７－５２８－２７２０

質問回答予定日　令和８年１０月２１日（水）　大津市入札情報公開システム上に掲載

※回答は当該入札参加審査の結果「参加資格有り」の業者からの質問に限ることとし、申請者の権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがある場合については、当該質問者にのみ回答する。

カ　入札の無効

入札を無効とするものは、契約規則第13条並びに「電子入札心得」及び「入札にかかる見積内訳書の取扱いについて」の規定のとおりとする。

キ　入札の辞退

電子入札で入札に参加する者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間で、かつ、入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して辞退することができる。紙入札参加届出書を提出した者にあっては、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間で、かつ、入札書を提出するまでの間に限り、辞退届（様式任意）を持参又は郵送により提出することにより辞退することができる。ただし、郵送の場合は第１号の受付期間内に必着とするので注意すること。

ク　その他

この説明書に記載のない事項は、契約規則、大津市建設工事等電子入札実施要領及び電子入札心得による。

８　受付期間等に係る留意事項

受付期間については市の休日を除くものとし、電子入札システム等の利用可能時間等は次に掲げるとおりとする。

⑴　電子入札システムの利用可能時間　午前８時から午後１０時まで

⑵　入札情報公開システムの利用可能時間　午前６時から午後１１時まで

⑶　大津市役所総務部契約検査課における受付時間等　午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

９　電子契約について

⑴　電子契約を希望する場合は、落札決定後、速やかに電子契約利用申出書を提出すること。
（提出先：otsu1219@city.otsu.lg.jp）

⑵　電子契約利用申出書は案件ごとに提出すること。

１０　この入札に関する問合せ先

〒520-8575　大津市御陵町３番１号

大津市総務部契約検査課契約係　　電話０７７－５２８－２７２０